



画像の無断使用に係る損害賠償について

平成31年4月に開催した二宮町議会「新庁舎建設特別委員会」を開催した際に、町が作成した説明資料において、インターネット上の画像を許諾なく使用していました。

そのため、制作者の著作権を侵害していたことから、その損害を賠償します。

事案の経緯

令和7年5月23日、相手方が著作権を主張する画像が、町のホームページに無断で使用されている旨の書類一式が届き、本事案が発覚しました。

本内容について、即座に町のホームページを確認し、相手方が主張する町の資料に、当該画像が平成31年4月末ごろから継続的に掲載されていることが分かりました。

事案への対応

職員が画像を使用する際、著作権についての確認が十分でなかったことが原因であり、相手方の著作権を侵害したため、謝罪のうえ、その損害を賠償します。

賠償金40,000円の支払いに関して、令和7年第2回二宮町議会定例会で、本日議決をいただいたため、速やかに示談書を取り交わし、お支払いする予定です。

その他

再発防止策については、庁内へ注意喚起するとともに、ホームページ等の再点検を行っています。また、著作権の取り扱いに関する正しい理解の定着を図るとともに、チェックリストの運用を開始しました。

問い合わせ先（担当課直通）

